

12

339
特 255

273

滿洲國を中心とする
日露關係の史的考察



0010647-000

特 255-273

滿洲國を中心とする日露關係の
史的考察

東亞國勢調査所

昭和 11

ABJ

特 255
273

滿洲國を中心とする

日露關係の史的考察

ロシアの極東侵略

大陸國にして農業國たるロシアは、

一、廣大な土地から産出する農産物を海外市場に輸出するため、

二、工業發達に必要な原料品を海外より輸入するため、

三、廣大な領土と豊富な資源を基礎として商業的霸權を掌握せんがため、

等の必要性から建國以來優良海岸線(港灣)獲得を目標とした執拗な侵略を續けてゐるのである。

第一期にはバルチック海を望んで、スエーデンの地を奪ひポーランドを分割したが、その北方に偏し大洋に遠く要望を満足せしむること僅少なりしたため、

第二期には目標を南方黒海地中海方面に置き侵略の運動を進めて行つたが、英佛聯合の阻止運動に遭遇しクリミアに敗れて挫折した。

第三期にはウラルを越えてベルシヤ灣印度洋を望みトルキスタンを占領して迫つたが、ベルシ



第四期としてその全精力を極東日本海、支那海、太平洋方面に傾注することゝなつて今日に及んでゐる。

即ち、人跡稀なシベリア平原を奪ひ、一六三九年（寛永十六年）には始めて太平洋岸のオコツキに達した。爾來清朝に迫りネルチンスク條約・愛琿條約・天津條約等を結んで益々その歩を進め、ウラヂストック（ロシア語で極東占領の意！）を根據地として滿洲朝鮮併呑、太平洋岸遼州を割取するに至つた。

日清戦役と三國干渉

この時、明治日本はその生命線たる朝鮮半島が清國に侵されんとしたため決然起つてこれに一撃を加へ明治二十七年（一八九四）翌二十八年四月下旬日清講和條約を締結し、正當なる結果として日本は現在の關東州租借地に數倍せる遼東半島を割取せられたのである。

しかるにロシアは極東侵略の中絶を恐れ日本の遼東半島領有は東洋平和に害ありと稱してドイツ、フランスと語らひ所謂三國干渉を行つた。

日本は萬解無量の恨みを吞んで血であがなつた遼東半島を還附した。

露支同盟密約より日露戦役まで

日清役終了の翌年五月、佞奸ロシアは日本を敵國として滿洲占領のためひそかに清國と軍事同盟密約（註）を結んだ。

これは嚴密に秘せられ、大正十年（一九二一年）ワシントン會議に於て初めて公表せられたのであるが、この密約の内容は露支兩國が日本と戦ふ場合には、其時使用し得る一切の陸海軍を以て相互に支持し、糧食供給の援助を爲すと共に、軍事動作中は支那國一切の港を露國軍艦の爲に開放し更に黑龍江及吉林兩省を横斷する鐵道（即ち東支本線）の敷設經營を露清銀行に許可すると云ふ驚くべきもので、支那は夷を以て夷を制すると云ふ傳統的外交政策により事實上この時すでに滿洲を放棄してゐるのである。

（註）露支同盟密約

第一條 東方ロシアニ於ケルロシア國ニ對スルト、又ハ支那國若ハ朝鮮國ニ對スルトナ同ハズ、日本國ノ正ツル一切ノ便路ハ、必然的ニ本條約ノ即時適用ヲ招致スルモノト之ヲ認ム

右ノ場合兩締約國ハソノ當時兩締約國ガ使用シ得ル一切ノ陸海軍ヲ以テ相互ニ支持シ、且各締約國ノ兵力ニ對スル糧食供給ノ爲、成ルベク多クノ援助ヲ爲スコトヲ約ス

第三條 軍事動作中ハ、支那國一切ノ港ハ必要アル場合ニ於テハ、ロシア國軍艦ニ開放セラルベク、ロシア國軍艦ハ右港ニ於テソノ必要トスル一切ノ援助ヲ支那國官憲ヨリ受クベシ

第四條 支那國政府ハロシア國陸軍ガ、侵略セラルルノ怖アル地點ニ接到スルコトヲ容易ナラシメ、且ソノ抵抗手段ヲ確保スル爲、支那國アムール(黑龍江)省及キーリン(吉林)省ヲ橫斷シテ、ウラヤチストツクノ方向ニ一條ノ鐵道線ヲ建設スルコトニ同意ス、該鐵道ノロシア鐵道トノ聯絡ハ、支那國領土又ハ支那國皇帝陛下ノ主權ヲ侵害スルノ口實ト爲サザルベシ、該鐵道ノ敷設及經營ハ露支銀行ニ之ヲ許與シ、且之ガ爲締結セラルル契約ノ條款ハ、ロシア國駐劄支那國公使及露支銀行間ニ於テ正式ニ商議セラルベシ

更に翌一八九八年(明治三十一年)三月には旅順・大連の租借權を強奪し、同年七月にはハルビン旅大間の鐵道敷設權を得、即時鐵道敷設にかゝつた。

然るに竣工に近づいた鐵道は、滿洲に蜂起した拳匪によつて破壊されたので(一九〇〇年明治三十三年六月)、ロシアは鐵道保護の名の下に軍隊を派して滿洲を占領し、旅順要塞の築造を急ぎ遂に毒手を朝鮮にまで伸ばしその主權を侵害せんとするに至つた。かくて日本は「東洋平和確保」と「生命線保持」の一切の力を動員國のために賭して對露の戰端を開いたのである。

日露開戰の意義と動かざる對滿國とは明治天皇の宣戰の大詔に躍如としてゐる。

露國ニ對スル宣戰ノ詔勅

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス 朕茲ニ露國ニ對シ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜シク全力ヲ極メテ露國ト交戰ノ事ニ從フヘク朕カ百僚有司ハ宜ク各々其ノ職務ニ準ヒ其權能ニ應シテ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ遺算ナカラシムコトヲ期セヨ 惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セスシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ且莽敢テ違ハサラムコトヲ期ス朕カ有司モ亦能ク朕カ意ヲ體シテ事ニ從ヒ列國トノ關係年ヲ逐フテ益々親厚ニ赴クヲ見ル今不幸ニシテ露國ト鬪端ヲ開クニ至ル豈朕カ志ナラムヤ

帝國ノ重チ韓國ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラス韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所タレハナリ然ルニ露國ハ其ノ清國トノ明約及列國ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ラス依然滿洲ニ占據シ益々其ノ地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ併呑セムトス若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸セン乎韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス故ニ朕ハ此ノ機ニ際シ切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恒久ニ維持セムコトヲ期シ有司ヲシテ露國ニ提議シ半歲ノ久シキニ亘リテ屢次折衝ヲ重ネシメタルモ露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘス曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ陽ニ平和ヲ唱導シ陰ニ海陸ノ軍備ヲ増大シ以テ我ヲ屈服セシムトス凡ソ露國カ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナレモノ毫モ認

ムルニ由ナシ露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ容レス韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレムトス事既ニ茲ニ至ル帝國カ平和ノ交渉ニ依リ求メムトシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗幟ノ間ニ求ムルノ外ナシ朕ハ汝有來ノ忠實勇武ナルニ倚頼シ頼ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス
御名 御 璽

明治三十七年二月十日

日露役後より滿洲事變まで

日本は二十億の國帑と十萬の尊き生靈を犠牲にして極東平和の敵ロシアを屠つた。

一九〇五（明治三十八年）九月ポーツマスに於て日露講和條約が調印された。

その當然の結果、支那がロシアに放遺附與した權益の中、關東州の租借權・及び之に關聯した權利特權・長春旅順間の鐵道及その支線並に之に附屬する權利・特權財産及炭坑經營を清國の承諾を以て引繼ぐこととなり、又追加約款によつて鐵道線路を保護するため、守備兵を一キロメートル毎に一五名以内を置き得る權利を留保した。

以後ロシアは三億數千ルーブルの資本を投下して完成した、滿洲里よりボクラに至る九百二十七軒及びハルビンから長春に至る百四十九軒計千七十六軒に達する東支本支線に據つて、専ら經

濟的侵略に全力を傾注するに至つた。

東支鐵道はロシアの極東政策にとつて軍事上、經濟上非常に重大な意義を内包する鐵道である。

しかるにその後ヨーロッパ大戰の最中、一九一七年ロシアにはレニンの大革命が起り、帝政ロシアが轉覆してソ聯邦ロシアが建設せられた。この機に乗じて滿洲軍閥張作霖は東支鐵道廻收の暴運動を續け、遂にソ聯邦は一九二九年（昭和四年七月十八日）

國交斷絶の通牒を發し、滿洲里、ハイラル方面及びボクラニチナヤ方面に赤軍七箇師團の大兵及び數十門の野山砲、數十機の飛行機を集中攻撃してこれを恐意せしめ、同年十二月二十日ハバロフスクに於て東支鐵道の現状還元を約しその實權を強化した。

昭和六年（一九三一年）九月十八日滿洲事變が勃發した。

滿洲事變以後

滿洲事變の進行するに従ひ、日露戰役以來實戰の訓練を有しないことを理由として日本軍の偉力を輕視し勝ちであつたソ聯邦は、そのあまりにも強いのに驚いたためと更に

一、北滿に於ける自國の地盤顛覆を恐るゝためと

一、日本軍の國境接近及北滿進出がソ聯邦政權倒壞の外部的壓力の加はつて來ることを待望して

るる自國民（特にシベリア地方の被壓迫農民大衆）の反抗心を刺戟し又五ヶ年計劃の進行を妨げられることを憂ふるためと、

に依つて、東支線による日本軍の移動を極力妨害したり、チ、ハルにあつた仙山軍を後方から秘かに援助するなど運出阻止運動をやつて見たのであるが、いづれも成功しなかつたため、續々とソ滿境域方面に赤軍を集結し待機の姿勢をとることゝなつたのである。

昭和七年（一九三二年）三月一日三千萬民衆歡呼の裡に新興滿洲國が建設され、王道正義の五色旗高く掲げられた。

かくてソ聯邦は、重大なる權益東支線を滿洲國內に有する結果となり、整然たる滿洲國の鐵道政策による吉會線その他の平行線縱斷線の布設による同鐵道の經濟的意義を喪失せしめられんとする危機に直面したのである。

滿洲國の建設は日露關係をして益々複雑緊張化せしめた。

この時にあつて、（昭和七年春より）ソ聯邦から一時的妥協要結のあらわれとして提議されたのが、日（滿）ソ不侵略條約である。

附録（一）

對滿根本方策

一、帝國主義的殖民地的對策を絶對に排し、アジア復興の指導原理たる皇道（便宜上王道と謂ふ）の根本精神に立脚して諸他の對滿政策を樹立實踐すべし。

滿洲國建設の意義は、皇道に立脚するアジア復興の基石をすへた所にある。斷じて財閥政黨官僚によつて、又はそのために生れたるものにあらず。故に資本主義日本のための對滿政策に非ず、皇道日本・復興アジアのための根本的對滿政策を樹立實踐せざるべからず。

一、根本的な對滿政策の樹立は日本國內の改造・昭和維新の斷行を前提としてのみ可能であることとを確認し、これが實現に全力を傾注すべし。

現實の資本主義日本は、滿洲、支那、印度、フィリッピン等々に對して搾取と利益を前提として接觸す。故に、正義と道を以て支援、指導すべきアジアの盟主たるの資格を缺くものなり。従つて、まづ日本自體を皇道の大本に沿ふて大改造（昭和維新）し、アジア開放の眞の盟主たり得るの資格を獲得することが、アジア復興・對滿根本方針樹立の最先行條件たるな

一、關東州租借地及び滿鐵並に附屬地權益の如きはすべてこれを滿洲國に讓渡すべし。王道立國の實を明徴にし、皇國日本に何等侵略的他意無きを示し、アジア復興の強固神聖なる基礎を確立せんがためなり。

一、コロ島の築港はこれを膨海艦隊（滿洲國の）軍港として、なく、打通及び奉山線等に續く商港として工事を経續し、滿洲國海防艦隊の根據地はこれを旅順に置くべし。

日滿をつなぐ國防の充實と熱河、北支の交通、運輸を助成圓滑化さしめんがためなり。

一、日系滿洲國官吏の徹底的革清を斷行し、皇國日本の世界史的大使命と滿洲國建國の根本意義を確認し、アジア復興の大業に殉するの信念決意を有する青年官吏を以て固め、關東軍主能部特に參謀部には優秀にして決行力に富む壯青年將校を配置し、日系官吏と有機的な提携の下に滿洲國人官吏を指導し、諸他の内政（政治・經濟・治安・文化等）を、日滿國防及び日本國內改造の線に沿ふて處理展開すべし。

日滿をむすぶ大使命を解得せず、滿洲は滿洲日本は日本とするが如き俗流日系官吏は聖なる大業をあやまる元凶にして、斷乎處斷せざるべからず、更に眞の對滿政策の樹立實行は前述の日本國內改造（昭和維新）と日滿國防の不動の確立とを前提とせずして絕對に存在せざる

が故に、滿洲建設工作は維新日本確立と日滿國防充實の大方針に沿ふて行はれざるべからず

一、滿洲國軍政部を確立し、滿洲國陸海空軍を革正強化し、治安の絕對的維持を行ふべし。力を根底とせざる正義は空理なり、正義を背景とせざる力は暴力なり。まつろはざるものは伐つべし。又目前に迫れる日ソ戦争の危機に具へんがためなり。

一、移民政策を確立すべし。漫然たる移民は不可なり。鮮人の集團的移民とその徹底的保護を行ひ、統制的・計劃的に武装移民を行ふべし。これは滿洲人の模範たるの信念をもつて行はれざるべからず。

一、國內及び外國財閥の侵入を絕對に防止すべし。

一、王道滿洲國の健全なる補育の壓力を以て北支、シベリアに王道新獨立國の自然なる創設を爲すべし。

これアジア解放の大基石となるべきものなればなり。

一、ソ聯邦を膺懲すべし。

アジア解放、皇道宣布の敵は、國際聯盟（アメリカはこれが實質的指導者たり）とソ聯邦なり。滿洲の安全とシベリアの解放、中國の王道維新はソ聯邦の膺懲をまつてのみ可能なるが故なり。

附録(二)

對ソ根本方策

- 一、「被壓迫民族の開放を唱へながらアジアの攪亂・侵略工作を続けるアジアの敵ソ聯邦を討て」
- 一、「戦争反對を叫び、不侵略を高調しつゝ世界戦争の原動力たらんとしつゝある赤色帝國主義を討て」
- 一、「赤色ギヤングソ聯邦の魔手よりシベリアの民衆を救へ」
- 一、以上の大義名文のもとに、機を把み斷々乎對ソ開戦を斷行せざるべからず。
- 一、ソ聯邦政權を覆滅するか又はその勢力をウラル以西に追はざれば、滿洲國の安全にして徹底せる補育工作を行ふこと不可なり。
- 又シベリアの獨立は北支獨立と共に滿洲を中心にして皇道によるアジア解放の基石である。
- 一、世界の明日を指導するもの、日本を基體とする皇道精神がソ聯邦を中心とするヴォルセウイズムである。

併してヴォルセウイズムは資本主義と共に白人文化の最後の形態にして、個人主義と物質主義と侵略主義とに立脚す

日本はその有する最も強力なる歴史の力と、民族の天才性とをもつて皇道によるアジア解放を實現し、世界に眞の正義と平和を約束せざるべからず。故に世界觀の點よりするも、物質條件の上よりするも、日本は斷乎ソ聯邦と戦はざるべからず。

- 一、對ソ戦争に對しては國內の改造昭和の維新をまづ完行し、國民生活の安定化と國民思想の統一眞化を行ひコミュンタンによる攪亂工作(日本共産黨を使つての)の餘裕を與へぬやうにすること、飛行機・毒瓦斯・戦車等の充實に努力すること、滿洲國內の充實特に滿洲國軍の整備と白系露人に對する指導統制を行ふこと、ヨーロッパ邊ソ諸小國を有利に引き廻すこと、回教徒を操縱すること等必要である。

- 一、更に北支をわが勢力下に置くこと、(チャハールに軍を入れること)等も必要である。
- 一、要するに對ソ開戦の必然性ははつきりしてをるし、危機は目前に迫つてゐる。更に開戦せざるべからざるの立場にある。

最目前の必要事は國內改造の問題である。
皇道維新完行の問題である。

附録(三)

對支根本對策

一、中國々民黨を粉碎すべし。
従つて蔣討たざるべからず。

親蔣政策は親米政策の復縁にして亡國支配屬の小細工なり、斷じて不可なり、

一、北支は、『軍閥の毒手下より民衆を救ふ』『赤賊の魔手より北支を救ふ』『王道滿洲國の健全なる發展を目撃せる民衆の要望によつて』等の大義名分の下に王道による獨立國家とせざるべからず。

一、ソ聯邦を討ち、北支を善化し、軍閥の壓政を去り、アジア復興の眞精神を鼓吹し善政を布くが如く指導すれば、排日工作も阻止するを得共產運動の滅化も可能なりと信ずる。

339

929

昭和十一年九月廿五日 印刷納本 (非賣品)
昭和十一年九月廿八日 發行

編輯印刷 兼 發行人 若 杉 浪 雄

東京市目黒向原町二二二

發行所 東亞國勢調査所

編輯局 電話 572972 番
振替口座東京 九三〇五一番

印刷所 同所 印刷部